

平成20年3月11日（火曜日）

1 出席議員の氏名

1 番 木 下 孝 行 議員	2 番 竹 原 信 一 議員
3 番 鳥 飼 光 明 議員	4 番 山 下 孝 男 議員
5 番 新 坂 上 誠 議員	6 番 築 地 新 公 女 議員
7 番 的 場 眞 一 議員	8 番 檜 柑 幸 雄 議員
9 番 京 田 道 弘 議員	10 番 濱 之 上 大 成 議員
11 番 西 田 己 之 助 議員	12 番 平 田 修 二 議員
13 番 山 田 勝 議員	14 番 若 松 富 春 議員
15 番 児 玉 賢 一 郎 議員	16 番 庵 重 人 議員

2 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局 長 園 田 正 光 君	次 長 宇 都 松 三 君
議事係 長 松 崎 裕 介 君	議 事 係 牟 田 昇 君

3 説明のため出席した者の職氏名

市 長 齊 藤 洋 三 君	副 市 長 川 畑 裕 君
会計管理者 金 山 清 文 君	総 務 課 長 濱 崎 國 治 君
財政課 長 富 永 勉 君	企画調整課 長 上 野 正 順 君
生きがい対策課 長 佐 瀉 順 海 君	健康増進課 長 的 場 安 信 君
税 務 課 長 川 原 克 郎 君	市民環境課 長 佐 瀉 和 則 君
都市建設課 長 飛 松 義 行 君	農 政 課 長 梶 尾 末 義 君
〈 農 業 委 員 会 〉	
事務局 長 鮫 嶋 國 芳 君	
〈 監 査 委 員 〉	
事務局 長 山 下 健 一 君	
〈 教 育 委 員 会 〉	
教 育 長 櫛 山 重 遠 君	教育総務課 長 梅 田 裕 一 郎 君
学校教育課 長 龜 澤 春 寿 君	生涯学習課 長 西 田 幸 作 君
学校給食センター所 長 野 崎 繁 利 君	

◎議事日程

日程第1	議案第25号	平成20年度阿久根市一般会計予算	} 一括上程 総括質疑 各常任 委員会付託 …… 292
日程第2	議案第26号	平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	
日程第3	議案第27号	平成20年度阿久根市簡易水道特別会計予算	
日程第4	議案第28号	平成20年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
日程第5	議案第29号	平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計予算	
日程第6	議案第30号	平成20年度阿久根市介護保険特別会計予算	
日程第7	議案第31号	平成20年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第8	議案第32号	平成20年度阿久根市水道事業会計予算	

◎本日の会議に付した事件

日程第1	議案第25号	平成20年度阿久根市一般会計予算	} 一括上程 総括質疑 各常任 委員会付託
日程第2	議案第26号	平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	
日程第3	議案第27号	平成20年度阿久根市簡易水道特別会計予算	
日程第4	議案第28号	平成20年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
日程第5	議案第29号	平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計予算	
日程第6	議案第30号	平成20年度阿久根市介護保険特別会計予算	
日程第7	議案第31号	平成20年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第8	議案第32号	平成20年度阿久根市水道事業会計予算	

総括質疑（一般会計）

(1)	1番	木下孝行	議員	……	292
(2)	8番	檜柑幸雄	議員	……	297
(3)	2番	竹原信一	議員	……	312
(4)	13番	山田勝	議員	……	317

総括質疑（特別会計）

(1)	8番	檜柑幸雄	議員	……	329
-----	----	------	----	----	-----

平成20年3月11日（火曜日）

開 議 午前10時00分

議長（庵 重人議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり作成いたしましたので御了承願います。

◎ 議案第25号、26号、27号、28号、29号、30号、31号、32号に対する総括質疑（各常任委員会付託）

議長（庵 重人議員）

この際、日程第1、議案第25号から日程第8、議案第32号までの8件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案第25号について、通告による総括質疑を行います。

通告順に発言を許します。

初めに、1番木下孝行議員の発言を許します。

◎ 総括質疑（1番 木下孝行議員）

木下孝行議員 登壇

おはようございます。

20年度予算総括質疑、一般会計の質疑をいたします。

本20年度予算は19年度予算と比較し確認しますと、歳入は自主財源の伸びを前年度比マイナス2,600万円に抑え、この中には繰越金、前年度比マイナス5,500万円あり、基金

取り崩しなど前年度より抑えながらの計上で努力が感じられるものである。また、依存財源は逆に約1億2,700万円の増であり、地方交付税や国・県の支出金など増額によるものでありますが、依存財源に頼りながらも歳入を確保し、1億100万円の増額予算となったことは、市民に対して安心、安全の確保ができることと思います。歳出の方では農林水産費の投資的経費の中の港湾建設費の事業完了に伴い、教育費は民営化に伴い、給食センター委託などの削減で大きく予算の縮小がなされ、また民生費など義務的経費では、老人医療や後期高齢者医療の給付費等の特別会計繰出金などの社会保障費の増額予算となりましたが、この20年度予算はこの緊縮財政の中、市民が安心・安全で暮らせる予算であり、私は満足するものでありますが、長年の投資的経費の削減が続く中、農水産商工関係の、ときには思い切った予算投資を行わなければ自主財源の確保及び経済の立て直しはないものと思いますので、そのようなことも考えていただきたいと思います。

それでは歳出の方でわからない点ございますので、4点ほど質問いたします。

歳出の44ページ、2款1項3目19節負担金補助及び交付金の広報用放

送施設整備事業のことでお伺いします。数字が合っているかわかりませんが、違っていたら後で教えてください。

18年度予算、846万で864戸、19年度予算1,309万円で1,207戸、20年度本予算で1,279万円で1,279戸であります。まずこの事業の整備予定戸数と後何年予算計上して事業を行うか、また事業内容が違いますが、農政課の19年度補正で出ました300戸も入れてお尋ねします。

45ページ、2款1項7目11節需用費、この需用費の燃料費790万円はかなりの数字であります。修繕費も700万円でこの二つとも毎年計上されておりますが、財産管理で扱うこの物件は一体何なのかお伺いします。

続いて、同じ項目の13節委託料の公用車運行管理業務の委託先と委託料の数字を確認したいので、どこの企業が管理するのか、幾らで委託管理するのかをお尋ねします。

最後に108ページ、10款5項1目1節、報酬の社会教育指導員の報酬金額が前年度と同じ人数であるのに、予算が一人分約150万円ほど増えている説明をお願いします。

以上で1問目終わります。 降壇
齊藤市長 登壇
おはようございます。よろしくお

願いを申し上げたいと思います。

まず最初に、1番木下孝行議員にお答えをさせていただきますが、初めに、歳出の第2款総務費1項3目19節広報用放送施設整備事業の無線化事業に対する補助金の御質問でございましたが、平成19年度までに28区、2,075件に対しまして補助金を交付しております。

また、この補助金は集落等が有線放送設備を無線化する事業に対し補助するものでございまして、今後も集落等が事業を実施する場合には補助していくこととしております。今、順次無線化が行われてるわけですが、これはあくまでも無線化を希望される集落に対する補助でございまして、1件に当たり1万円という基準で補助を行っているところでございます。大体阿久根市の場合は1万1千件以上ですね、戸数があると思いますが、実際にですね、集落に入られてきちっとしておいでになる戸数は8,500から9,000ぐらいのところだろうということでございます。最終的にはそれぐらいのところですね、無線化が進んでいくだろうと思いますが、これはですね、順次各集落の皆さん方の希望におこたえをしていく形で設定をしているところでございまして、詳しくはですね、担当課の方から答えさ

せたいと思います。

それから同じ45ページ、需用費の燃料費、修繕費などがございますが、それから委託料の公用車運行管理業務でございますが、これらにつきましては財産管理費でございます、11節需用費、13節委託料についてはですね、担当課長の方から答えさせたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

〔発言する者あり〕

燃料費、需用費ですね。これは担当課長の方から答えさせますので。

これは庁舎管理の方でございますから、担当課長の方から答えさせます。

それから108ページの報酬の社会教育指導員の人件費の問題でございますが、これはですね、今回全体的に臨時職員、嘱託職員、そういう方々に対する報酬をですね、もっと引き上げるべきだという議会からの強い要望もございましてですね、今回全面的に平成20年度で見直したわけございまして、そのことによる増がございます。その辺についても担当課長の方から詳しく答えさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。よろしくお願いをいたします。降壇

濱崎総務課長

それでは広報用放送施設整備事業

につきまして補足してお答えをいたします。

この事業は平成17年から始めた事業でございますけれども、それぞれ17年度、18年度、19年度というふうに予算計上いたしましたけれども、実際は17年度が4区の266戸、18年度9区の735戸、19年度が15区の1,074戸ということで、合計しますと、これまでに28区、2,075戸に助成をしたということになります。なお平成20年度につきましても予算を計上しておりますので、これを予算どおりに執行されますと、36区、3,354戸が整備されるということになる予定でございます。先ほど市長からもお話がございましたとおり、現在市内の集落加入と言いますか、区長さん方からの広報等の配布戸数というのが20年の2月末で8,800戸でございますので、それからしますと29年度以降43区5,446戸が残るということでございます。これにつきまして、各区からの要望によりまして今後実施していくということになりますので、御理解をお願いをいたしたいと思います。以上でございます。

富永財政課長

それでは45ページの第2款1項7目財産管理につきまして補足してお答えをいたします。

まず、11節の需用費でございますけれども、燃料費の790万円はこれは公用車のガソリン、軽油代などのほかエンジンオイル代等分でございます。また、修繕費の703万2,000円の内訳は、公用車の車検代及び修繕料分として271万円、それから旧国民宿舎の施設修繕見込み額350万円のほか、土地建物等の普通財産にかかわる維持管理分81万円でございます。それから13節委託料の公用車運行管理業務につきましては、南国交通株式会社出水営業所と委託契約するもので、基本委託料438万9,000円のほか、祝祭日運行分など実績払いによる加算分の見込み額として168万7,000円、合計で607万6,000円を予算計上してございます。以上でございます。

西田生涯学習課長

1 番木下議員に補足してお答えいたします。

108ページ、第10款教育費5項1目1節報酬の社会教育指導員5人分の報酬150万円の増額についての御質問であります。平成19年度は一人月額11万8,000円の12カ月、年間130万8,000円であり、その5人分690万円でありましたが、平成20年度は嘱託職員の報酬を見直し、市職員の高卒初任給14万100円、短大卒14万9,800円を参考に、一人月額14万100

円に改定したものであります。したがって、一人当たりの月額増額2万5,100円の12カ月分年間30万1,200円、その5人分150万6,000円の増額となったものであります。

木下孝行議員

説明で一応十分理解したんですが、ちょっと聞き忘れというか、確認をもう一回したいところがありますので、もう一回お願いしたいんですが、需用費のですね、その燃料は公用車の分と、ちょっと修繕費がどこの部分かちょっとわからなかったんですが、一応後でお聞かせください。

それとですね、燃料費はその次の運行管理業務部門には一緒に入らなかったという認識でいけばいいのかなと。当初は去年の12月の債務負担行為で918万円補正をされていたんですが、それが一緒じゃなかったのかというちょっと疑問があったもんで、そこを答えてもらって、そしてその金額が、落札額が438万円ですが、さっき言いましたように918万円と昨年補正して、438万円というのはかなり低い入札額なんです。公用車の運行管理といえば老人であり、また障害者とかですね、そういう運行に携わる方たちを運行管理してもらうということですが、その整合性といいますかね、430万円

はあまり低すぎてですね、運転手の中身がどうなのかというちょっと疑問が残るんですが、そこをちょっと確認したいと思います。後はいいです。それをお答えください。

富永財政課長

それでは1番木下議員にお答えをいたします。

まずは燃料費の関係でございますけれども、これは公用車、現在管理しておりますのは46台おりますけれども、46台分にかかわりますガソリン、あるいは軽油とか天然ガス等、それからエンジンオイル等も含みますけど、そういった燃料費の合計額が790万円でございます。

なおまた委託料と関連いたしまして、今回委託をします3台分の燃料費については、これは委託料の中に一応含まれておりますので、790万円の方には入っておりません。それから修繕料の関係でございますけれども、合計で703万2,000円でありませけれども、これは公用車の車検代とか公用車の修繕費ですね、それを271万円、それから旧国民宿舎の施設の修繕ということで、これを一応現在のところ350万円見込んでおります。そのほか普通財産といたしまして、土地とか建物等を持っておりますので、その維持修繕、維持管理費等に係る修繕費としまして81

万円ほど加えまして、合計で703万2,000円の予算を計上したところでございます。

それから公用車運行管理業務の委託の関係でございますけれども、平成19年度債務負担でお願いしましたときには先ほど申されましたように、予算額としては918万4,000円でございますけれども、これは基本委託料、これが806万4,000円、それから祝祭日等の運行管理分、あるいはその時間外分、それから宿泊等ございますので、そういったものについては実績によって支払いをするということで、加算分としまして112万円ほど、合計で918万4,000円の債務負担行為の額を設定をお願いしましたけれども、実際にはこの場合には、当初3台車がございましたので運転手3人で2人を常駐させると、そういった考え方で予算を計上いたしましたけれども、実際にその後検討いたしましたしまして、運航に必要なときだけ運転していただくと、そういった形に変えまして、その関係で基本委託料がかなり下がってきたと、基本委託料の入札額が税込みでございますけれども、438万9,000円になったとそういった経緯でございます。以上でございます。

議長（庵 重人議員）

よろしいですか。

生涯学習課長の方から少し訂正があるそうですから、それを済ませてから。

西田生涯学習課長

先ほどの答弁で一部金額の修正をさせていただきたいと思いますが、平成19年度一人月額11万8,000円と答弁したようでありますけれども、一人月額11万5,000円でありましたので修正させていただきたいと思いません。よろしくをお願いします。

木下孝行議員

委託の方はわかりました。その財政管理費のその燃料の方でちょっともう一回確認ですが、燃料の方はその公用車の方とは今回から切り離すということで、よろしいんですね。

修繕費の中には公用車と国民宿舎が入っての700幾らというのは今確認したんですが、修繕費の方ではその公用車の方には全く入っていないというふうに今私は感じたんですが、そのままこの予算に公用車の燃料費も入っているのかをもう一回確認して終わりたいと思います。

富永財政課長

木下議員にお答えいたします。

11節の需用費の燃料費790万円でございますけれども、これには今回運行委託をしますマイクロバス3台の燃料費を除いた公用車の燃料費が

含まれているということでございます。燃料費のほかエンジンオイル等ももちろん含みます。それが燃料費でございます。修繕料につきましては、先ほど申し上げましたように、公用車の車検とか修繕料、そのほか旧国民宿舎の修繕費、そして普通財産の土地建物等の維持管理、それらを合わせて703万2,000円の予算額とそういうことでございます。以上でございます。

〔木下議員「了解」と呼ぶ〕

議長（庵 重人議員）

次に、8番檜柑幸雄議員の発言を許します。

◎ 総括質疑（8番 檜柑幸雄議員）

檜柑幸雄議員

登壇

社民党を代表いたしまして、一般会計並びに特別会計について質問をさせていただきます。

まず、議案第25号一般会計予算であります。歳出の62ページの3款民生費1項社会福祉費8目後期高齢者医療費19節負担金補助及び交付金であります。これは後期高齢者広域連合への負担分として医療費分ということになっておりますが、3億7,127万円が計上されているわけがあります。さらに特別会計で国民健康保険特別会計から3億172万1,000円、それから後期高齢者医療特別会計から3億937万6,000円、合計で

9億8,236万7,000円負担することになってはいるわけですが、一自治体からですね、3つの会計から負担をそれぞれ直接するという形になるわけですが、広域連合のですね、予算の支出について具体的にどのような方法で支出をされるのかお聞かせをいただきたいと思うわけですが、この方式を見る限り、今後後期高齢者医療についてはますますわからないような形ですね、地方の負担を増やしていくんじゃないかなという危険性が十分伺えますので、その点についてまず明確にしていきたいというふうに思います。

続いて、113ページ10款教育費6項保健体育費2目体育施設費13節委託料であります。特に総合運動公園等の施設管理運営業務につきましては、現在市の体育協会に委託をされているわけですが、ところがこの委託料につきましては、現在管理委託にかかわる条例等が制定をされていないわけですが、地方自治法第244条の2によりますと、これは平成15年6月13日に公布されて平成18年9月2日までに整備をしなければならぬというふうになつてはいるわけですが、当然体協に管理委託されているわけですから、委託管理制度による新たな

条例をつくる必要があると思います、その点についてをお伺いをいたします。

続いて歳入であります。13ページの1款市税2項固定資産税1目固定資産税1節現年度課税分ですが、前年度と比較をいたしましてですね、1,606万7,000円増えておりますが、この増えた理由はどのようなことなのかお聞かせをいただきたいと思っております。

続いて市民病院の固定資産税についてであります。これは私は平成17年9月議会の一般質問で質問をいたしましたわけですが、市民病院の固定資産税について、これまで開放型病院だということで減免措置が行われているわけですが、今度新しく建設をされてですね、既に完成をしてるんじゃないかと思うわけですが、これらの固定資産税については私の質問で真に開放型かどうか十分精査する必要があるもので、今後も検討しますと、調査しますということになっておりますが、その点についてどのようになっているのかお尋ねをいたします。

続いて、同じく2目の固定資産等所在市町村交付金及び納付金の関係であります。これにつきましては御存じのとおり、情報収集衛星受信施設が阿久根に設置をされているわけ

であります、これはまさしく機密施設でありましてですね、私どもが見ることはできないわけでありまして、これはもう完全に防衛施設だというふうに言わざるを得ないわけであり、これについても国に対して基地交付税等を要求すべきじゃないかというふうに今質問をしているわけでありまして、これについても市長は、今後関係する自治体とも十分協議をしてですね、できるだけそういう意に沿うよう関係各位に要請をしますと、こういうふうになっておるわけでありまして、具体的にどうこれまで運動展開をされたのかお聞かせをいただきたいと思えます。いずれにいたしましても、阿久根市における財政が厳しいという状況のもとで、できるだけ国からのですね、こういったものを引き出すために申し上げているわけでありまして、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

次に、22ページの9款地方交付税であります。地方交付税につきまして、今年の当初予算で38億7,000万円、昨年と比較いたしますと5,000万円増額されておるわけでありまして、これの具体的積算根拠についてですね、お尋ねをいたします。

続いて特別会計であります。

議長（庵 重人議員）

特別会計は後で。

檜柑幸雄議員

失礼しました。

以上1回目の質問を終わります。

降壇

齊藤市長

登壇

8番檜柑幸雄議員にお答えをさせていただきますが、まず最初に歳出の第3款民生費1項8目19節負担金補助及び交付金について、別途国民健康保険特別会計から3億1,720万1,000円、後期高齢者医療特別会計から3億9,376,000円で9億8,236万7,000円負担することになり、広域連合の予算内容について会計が分かっているためわかりにくいとの趣旨のお尋ねでありましたが、お尋ねの広域連合共通経費、一般会計分が190万6,000円は広域連合の組織運営にかかわる経費であり、同じく共通経費の特別会計分の1,120万4,000円は保険給付費にかかわる人件費等を含めた事務費負担金でございます。これらの負担金は均等割が10%、高齢者人口割が50%、人口割が40%で負担するものでございます。

次に、後期高齢者広域連合療養給付費は後期高齢者医療の医療費にかかわる負担金で、その負担割合は高齢者の保険料が1割、後期高齢者支援金、若年者の保険料でございますが、約4割、残りの5割が公費負担

で、その割合は国が10分の4、県と市が10分の1ずつとなっております。3億5,816万円は阿久根市の医療費の負担分として一般会計から支出するものでございます。

次に、国民健康保険の第3款後期高齢者支援金等1項1目19節後期高齢者支援金3億161万2,000円は、国保加入者のゼロ歳から74歳までの人が後期高齢者医療制度に支援する金額で、この支援金は社会保険診療報酬支払基金に支払うものであり、それぞれの保険者、社会保険、共済保険、健保組合等が保険料として集め、社会保険診療報酬支払基金を通して後期高齢者医療広域連合に入っていくものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計予算の第2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億937万6,000円は、後期高齢者医療保険料として集めた1億9,219万9,000円と、低所得者にかかわる保険料の軽減分1億1,717万6,000円等であり、県の負担分の4分の3の額、8,788万1,000円と阿久根市の負担分の4分の1を合わせた額を、一般会計から繰り入れをして後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。後期高齢者医療制度については事業主体は広域連合であり、市町村の業務としては各種

申請などの窓口業務と保険料の徴収業務が主なものであり、後期高齢者医療特別会計予算としては保険料にかかわる予算が主なものであります。なお、予算科目の設定については国が示した科目設定に準じたものでありますので御理解いただきたいと思っております。こういう形で後期高齢者医療制度負担のイメージ図というのがあるわけですが、このような形で広域連合にですね、お金が流れていって広域連合にですね、集まってくる形になっておりまして、これはぜひ委員会のときに十分お聞きいただいでですね、この流れは整理整頓をしていただくとよろしいんじゃないかというぐあいに思っておりますので、どうかひとつよろしくお願いを申し上げます。

すいません、先ほど国が12分の4、県と市が12分の1と申し上げたつもりでしたが、10分の4と言ったというぐあいに課長の方が言うものですから、すいませんが12分の4、国が12分の4、県と市が12分の1ずつでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、総合運動公園施設管理運営業務の管理委託についてでございますが、113ページ第10款教育費6項2目13節委託料の総合運動公園施設と管理運営業務にかかわる指定

管理者制度導入についてであります
が、御案内のとおり、平成15年9月
に地方自治法の一部を改正する法律
が施行されたことに伴い、本市が有
する施設について、阿久根市公の施
設の指定管理者検討委員会において
検討しながら、これまで一部の施設
について制度の導入をしてきたとこ
ろでございます。この法律改正につ
きましては、法律の施行日において
管理を委託している公の施設につ
いては3年間、平成18年9月までは従
前どおり委託できるとの経過措置が
設けられたところでありますが、御
指摘の総合運動公園施設につきま
しては、法律施行日以後の平成16年4
月から管理運営業務の一部を委託し
ているものでございまして、この経
過措置要件には該当しないわけで
ございまして、その辺はひとつよろ
しくお願いを申し上げたいと思
いますが、今後ですね、指定管理
者制度を導入していくことを
ですね、十分検討していかなきゃ
いけないというぐあい
に思っております。その
ためにはですね、今体育協
会にお願いをしてるわけ
でございますが、これが
ですね、任意の協会
でなくして法人格を持
っていただくような
ですね、体育協会に
しなきゃならない。
そうすることによって
ですね、指定管理
者制度をですね、導入
できる形

にもなっていくんじゃないかとい
うぐあいに思いますから、その
辺はですね、今後もうしばらく
時間をかけて検討していく課
題だというぐあいに思
っております。

次に13ページ、歳入の第1款市
税2項1目固定資産税1節現年課
税分について御説明申し上げます。
前年度との比較増について
ありますが、これにつきましては
主に土地の場合に負担調整
によるもので、家屋の場合
が新築家屋の評価増による
ものが考えられます。

次に、市民病院の固定資産税
についてありますが、新築病棟
を含め今後も減免措置を講
ずるのかというお尋ねだ
ったと思いますが、市民病
院の固定資産税につ
きましては御承知のと
おり、昭和39年6月1日付
で当時の自治省税務局長
から、医師会法人が設
立した開放型の病院等
にかかわる固定資産税
については減免する
ことが適当とした通達
が配布されたのを受け、
この趣旨に即し対応
しているところでござ
いまして、また平成18
年度から課税免除申
請書の提出を求めて
おり、資格要件を確
認の後課税免除して
いるところでござ
いしますので、どうか
ひとつよろしくお願
いを申し上げたいと思
いますが、そして交付
税算入のことにつ
いてでございますが、
普通交付税における

基準財政収入額の算定の中で固定資産税の課税標準額に導入しない、つまり控除できるものとして地方税法における課税標準の特例措置のうち、地方税法第349条の3の規定によるもの、附則第15条の規定によるものなど22種類の適用区分がありますが、その中にはお尋ねの分は含まれておりません。ちなみに本市における平成19年度算定にかかわる控除対象分としては、日本放送協会、肥薩おれんじ鉄道、信用金庫の事務所及び倉庫などにかかわる特例措置による減少分約5,700万円が対象となっております。

次に、情報収集衛星受信施設問題についてでございますが、御質問の趣旨は当該施設に対し、固定資産税相当額の納付金あるいは交付金といったものを制度化するよう国に要望活動等行っているのかというものだったと思います。御承知のとおり、あの施設は防衛施設じゃないと国は言っているわけでございますが、私どもも上京の折には関係省庁を訪ね、制度化に向けた要求をしてきているところでございますが、なかなか国もですね、認める状況にはないといったところでございまして、このことにつきましては相当根気よくですね、根気強く取り組んでいかなければならないと考えてお

り、今後とも努力を続けてまいりますので、どうか御理解いただきたいと存じます。

次に、第9款1項1目1節、21ページ、地方交付税の積算の内訳についてでございますが、国が示した平成20年度地方財政計画において地方交付税の総額は15兆4,061億円で、平成19年度に比べ2,034億円、1.3%の増となっております。本市においても、この地方財政計画に基づき地方交付税の算定を行っており、普通交付税の算定に当たっては、基準財政需要額及び基準財政収入額の各費目に地方財政計画に示された伸び率を乗じて算定しておりますが、具体的な積算の内訳については担当課長の方から答えさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願
いいたします。 降壇

富永財政課長

それでは檜柑議員に交付税の積算内訳につきまして補足して御説明をいたします。

平成20年度普通交付税の算定に当たりましては、まず基準財政需要額のうち、従来型であります個別算定経費につきましては、平成19年度の基準財政需要額から事業費補正額を控除いたしまして、これに平成20年度の単位費用伸び率を乗じたのち、

控除した事業費補正額を加算して算定をいたしております。また、新型分であります包括算定経費につきましては、平成19年度の基準財政需要額に平成20年度の伸び率を乗じて算定いたしました。

さらに公債費につきましては、本市において借り入れております交付税措置される起債の償還額を抽出いたしまして、交付税措置見込み額を算定いたしております。また基準財政収入額におきましても、収入の各費目ごとに平成20年度の地方財政計画に示された伸び率を乗じて算定いたしております。

このようにして算定いたしました基準財政需要額に、平成20年度に創設されました地方が自主的・主体的に行う活動施策に必要な経費を算定いたします地方再生対策費、約1億800万円を加えた基準財政需要額の総額は57億2,100万円、それから基準財政収入額の総額は20億4,900万円でありまして、基準財政需要額から臨時財政対策費振りかえ相当額の2億3,200万円を控除した普通交付税の交付見込み額を34億4,000万円と試算いたしました。このうち一部を留保財源といたしまして、予算額としましては33億2,000万円を計上したものでございます。特別交付税につきましても18年度の決定額

を基準にいたしまして、19年度の交付見込み額及び20年度の地方財政計画伸び率を参考にいたしまして6億3,700万円との試算をいたしまして、そのうち過大見積もりとならないように、そのうち5億5,000万円を当初予算に今計上したところでございます。以上でございます。

檜柑幸雄議員

それぞれ答弁があったわけですが、特にこの後期高齢者医療の負担問題ですね、非常にこの、あえて複雑にしてですね、この3つの会計からそれぞれ取ることによって何か負担を紛らわしてですね、何かこの表にはあんまり表面に出ないような仕組みを何か考えているんじゃないかと。これは専門家に言わせると、将来非常に負担が増えるんじゃないかと言われておりまして、非常に問題だなというふうに思っておりますが、会計処理上は法律に基づいてされるというわけでありまして、やむを得ないんでありますけれども、非常に問題は、一方後期高齢者に1億1,796万3,000円、一般会計から繰り出しをしているんですよね。だから、一方ではそういう一般会計からわざわざ新しくつくった特別会計に負担をしながら、一方では直接医療費分として直接一般会計から給付相当額として支出をさせるというの

は非常に理解できないんですよ。これらについては仕組みがそうなりますから、市長に文句を言っても仕方ないんでありますけど、こういった問題については今後やっぱり広域連合等に対してですね、きちっと物を申していくシステムをつくっていかないと私は非常に問題だと思えますから、機会あるごとにですね、市長、これについてはきちっとやっぱり申し入れをされるべきではないかというふうに思いますが、その点についてお伺いをしておきたいと思えます。

それから、教育の関係の体育協会に委託をしているわけですが、新しくでき上がった指定管理制度からいけばですね、体育協会にも委託はできるんですよ、あえて法人化しなくてもですね。これはできるんですよ、市長。そこで私は言いたいのは、これは法律ではもう既に一本化されてですね、指定管理制度を設ける以外に委託できないわけがありますから、経過措置としてその間に既に委託をしておいた部分についてはその事業が終わるまではいいですよ。だから毎年単年度1年契約なんですから、当然新しい年度においてはですね、法律に基づいてされるべきだと思いますよ。経過措置というのはその契約を終わるまでで

すよということですから。単年度契約なんですから、既に終わっているわけですから、法律に基づいてすべきと思いますが、その辺はちょっと執行部の見解はちょっと間違っているんじゃないかなと私は思うんですが、その点についてお伺いをいたします。

それから固定資産税について、前年度対比で1,600万円増えておりますが、これはまあ負担調整とか、新築価格が主だと、特段ないということですから了解をいたします。それから市民病院の固定資産税等については、減免措置はその開放型であればできるというふうになっているわけですがけれども、私としてはですね、今の市民病院の運営のやり方を見ておれば、それぞれの開業医の皆さん方の紹介で運営をされているわけでありまして、開業医の皆さん方があそこに行って、あその器具を使ってですね、直接この診療する、あるいは勉強されるというのではないんじゃないかなというふうに思うんでありますが、その点はどう思われておられるか。

それともう一つは減免措置に対して、いわゆるそれをフォローするですね、国の財政措置はないというふうに思っておりますが、これについて結果的に自治体のいわゆる声で

しかないということで、その分はどこからも入ってこないわけでありますから、その辺は十分考えていただく必要があるというふうに思いますが、これは制度上、開放型であればいいというふうになっておりますので、やむを得ないというふうには思っていますが、その辺を開放型かどうかを十分精査をされるべきだということと、それから県内医師会立の似たような施設があるわけですが、県内においてどういう取り扱いをされているのかお聞かせをいただきたいと思えます。

それから情報収集衛星受信局にかかわる問題であります。これは盛んに内閣情報調査室はですね、防衛施設ではないと言っているんですが、その防衛施設でなければですね、私どもにも見せていいし、また子供たちにどういう形で受信をされているのかというのを勉強のためにですね、解放してしかるべきだと思うんですね。せっかく施設があるのに、地域の皆さん方はだれ一人入ることは許されない。完全に機密施設ですよ。これは防衛施設以外に私は何物でもないと。ですからこれはやっぱり市長、口頭で申し入れをされるんじゃないんですね、きちっと施設がある自治体と連帯をして文書で私は申し入れはしないと、ナシの

つぶてに終わるんじゃないかなというふうな気がします。文書でされる意思はないかですね、その点をお伺いしておきたいと思えます。

それから地方交付税について、地方再生対策費を含めて今年はどういうふうにしたと言いますが、国の説明ではですね、前年並みに十分対応はしましたとこういうふうになっておりまして、決算状況からいけば40億超えてるわけですが、低めにされたというふうには思っていますが、特にここですね、地方再生対策費が当面の措置として4,000億円創設をされてですね、県が1,500億円、市町村が2,500億円ということになっておりまして、その配分がですね、阿久根市は先ほど説明がありましたように、1億800万円、ところが隣の出水市はですね、2億5,600万円、そして長島町がですね、1億900万円という試算額が出ているわけですね。これもやっぱり合併をしたところにですね、非常に配慮を、偏った配慮をしているんじゃないかなと思うんですが、これらについては市長会等でですね、総務省に対して具体的に注文されなかったのかですね。これは今の総務大臣は地方のこの悩みというのは十分にわかっている人だというふうに思うんですが、その点についてどのように

思っておられるのかお尋ねをいたします。

齊藤市長

8番檜柑幸雄議員にお答えさせていただきますが、まず最初におっしゃるとおりですね、広域連合に対する負担金、これはルールが決まっておりますので、そのルールによってお金が流れていく形になってるんですが、非常に確かにややこしいんですね。国が払ったものが一たん阿久根市に入ってきて、阿久根市からまた広域連合に流れていくとかいうようなこともありますし、それから支払基金のものもそうでして、阿久根市に一たん入ってきて、そしてまた出ていくというような形があったりしてですね、こういうのは直接やりとりができないもんかというようなことも我々も思うわけですが、しかし、そういう流れになっているということでございまして、今回にしてもですね、保険基盤安定制度負担金というものがございまして、そのうちの4分の3を県がですね、8,788万1,000円あるわけですが、それに一般財源として共通経費負担金、療養給付費負担金、事務費繰出金、保険基盤安定制度繰出金というようなものですね、総計で4億8,920万5,000円というような形ですね、これが結局広域連合に流れてい

くときは、どういう形で流れていくかということですね、共通経費負担金として広域連合の一般会計に方に入っていくという、それから共通経費負担金ですね、保険給付費分としてですね、1,120万4,000円というのは、特別会計の共通経費負担金の方に入っていくというような形ですね、それから療養給付費負担金というのが3億5,816万円でございますが、これはそのまんま特別会計のですね、後期高齢者広域連合の療養給付費負担金としてですね、そのまんま流れていくというような形ですね、このようにございまして、一たん阿久根市のですね、一般会計に入ってきて、それから後期高齢者医療特別会計に、阿久根市の後期高齢者医療特別会計に入っていくというような部分もございまして、こういう阿久根市部分から入っていくもの、後期高齢者医療広域連合に入っていくものにもですね、何とおりのコースがございましてですね、これをわかりやすく説明をするには、やっぱり図面を書いてですね、説明をしてお金の流れを説明しないと、なかなかわかりにくいと思いますので、この辺については担当課長の方から詳しく説明させますので、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。この辺の簡素化につい

てはですね、今後我々も運用をしながらですね、広域連合に対してというよりも国の制度をつくるどころに対してですね、もっと強く要望していかなきゃいけないというぐあいに思っておりますので、どうかひとつその辺はよろしく願いを申し上げたいと思います。

それから市民病院の問題でございますが、総合運動公園についてはですね、副市長の方から答えさせますのでよろしくお願ひしたいと思ひますが、市民病院につきましてはですね、やっぱり阿久根市の中核医療施設として今頑張っていたらいてるわけございまして、特にしっかりしたお医者さんを確保していただいでですね、運営をしていただくことによつて、この地域の中核医療を担っていたらいてるということがございまして、非常に市民の皆さん方も、そしてまたこの地域の皆さん方も非常に助かつてらっしゃる部分があります。出水郡医師会立の病院でございまして、減免措置をとることはできるわけございまして、それと同時に今はですね、阿久根市内の先生方も出水郡内の医師会の先生方もですね、出水市立病院、そして阿久根市民病院、この両方ともですね、中核医療機関としてそれぞれ医師会の先生方が夜交代でですね、当

直に回るとかしながら、病院に勤めてる先生方ですね、何と言ひますか、24時間勤務体制のような非常にこの休憩が取れない、くたくたになる状況までですね、追い込まれないようにするために、各医師会の先生方が交代でですね、入つて夜もですね、お手伝いをしてるといふような状況もございまして、本当にそういう意味では非常に頑張つていただいでおります。それで我々としてはですね、固定資産税に対する減免措置を今やってるところでございまして、その辺は御理解をいたしたいと思ひます。

それから情報収集衛星局に対しましては、文書でちゃんと申し込むべきではないかということでございまして、我々もですね、情報収集衛星局の本部にまいりましてですね、防衛庁からも幹部の方は来ておいでになりますし、警察庁からも幹部の方は来てらっしゃいますし、総務省関係の電波関係の方からも来ておいでになりますし、それから宇宙開発機構の方からも来ておいでになるというような形でですね、やっぱりそういう内閣が総括している施設としてですね、各省庁から集まつた方たちによつて組織された一つのポジションになつてるわけございまして、やっぱりそことだけ話をしても

どうにもならないなど。これはやっぱり、時の内閣府とですね、十分話し合いをしていかなきゃいけないということでございまして、我々としては今後その辺のですね、道は探っていきたいと思いますが、しかしこれは非常に難しい問題であるということは十分に8番檜柑議員も承知の上で質問しておいでになると思いますが、我々もその辺は努力をさせていただきたいというぐあいに思います。後は担当課長の方から答えますので、よろしく願いいたします。

議長（庵 重人議員）

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時14分

議長（庵 重人議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

斉藤市長

8番檜柑幸雄議員にお答えをさせていただきますが、先ほどちょっと答弁漏れがあったようでございますので、交付税措置についてですね、結局合併できたところと、できなかったとこと差をつけられたんじゃないかということでございますが、今回の地方再生対策費につきましてはどうですか、そのような傾向がちょっと見えるわけでございまして、枕崎

市がですね、ちょうど1億、阿久根市が1億800万円、それから大口がですね、1億500万円、それから西之表が9,500万円、垂水市がですね、8,800万円というような形でございまして、こういう合併ができなかったところはですね、随分やっぱり抑え込まれているという状況がございまして。

これに対しまして私はこれが発表になった後ですね、阿久根市の特別交付税の要望活動で東京にまいりまして、総務省に行きまして、事務次官ともお会いをしてですね、こういう数字は申し上げながら、これじゃあなかなか我々は地方を再生させることはできないと、ぜひその分を特別交付税で見ていただきたいという話もしましてですね、それから財政局長あるいは財政課長、交付税課長、そういう方々にもお会いをしてですね、一人一人にこの辺は丹念に要望活動を行いましてですね、お願いをしたわけでございますけど、確かに数字でですね、こういう形であらわれてきていることは事実でございまして、この辺は我々ももっと強くですね、要望していかなきゃいけないと思っております、早速この数字をもってですね、要望活動を行ったところでございます。

以上でございます。

川畑副市長

8番檜柑幸雄議員に総合運動公園施設等管理運営業務の管理委託についてお答えをいたします。

先ほど市長から答弁がありましたように、平成15年6月13日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同年9月2日から施行されたところであります。この中で、地方公共団体が管理運営する公の施設について、これまで公共的な団体等へのその管理を委託することができることとされておったわけでありまして、法律の施行後は地方公共団体が指定する法人、その他の団体、すなわち指定管理者にその管理を行わせることができるようになったわけでありまして。

この制度の目的としては、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする制度であります。

なおこの法律では、新規で団体等に施設の全部を管理運営させる場合にはこの指定管理者によることとし、現在施設の管理運営を全部委託している場合には、平成18年9月2日までに指定管理者制度を導入する、あるいは市が直営で行うか、二

者択一というふうに決定がなされたわけでありまして。現在の総合運動公園については、基本的には阿久根市が直接管理しているわけでありまして。そういう意味では、体協に一部委託するわけでありまして、この一部委託を否定しているわけではありませぬので、現在総合運動公園の管理の一部については体協に管理をお願いしているところであります。

そういう中で、基本的には阿久根市が直営をする中の一部委託というふうにとらえております。ただ今後、より効率的に、効果的に管理運営していく、そのためには全部管理運営を委託する指定管理者導入というものは当然考慮していかなくちゃならないと、そういうふうに思っているところであります。現在の一部管理業務委託の推移を見た上で、将来はこの制度を、近い将来と言ってもいいかもしれませんが、この制度を導入する検討が必要だなど、そういうふうに思っているところであります。そういう意味で、今回まだ指定管理者の導入というところまで至っておりませんが、今後いろいろな形で検討していく必要があると思います。既に指定管理者検討委員会等ではこの問題についても、数次にわたって検討してきた経過があります。現時点では推移を見るという

段階でありますけど、今後十分に検討していくということでもあります。

どうぞよろしくお願いいたします。

的場健康増進課長

檜柑議員に補足してお答えいたします。

広域連合の予算についてわかりにくいとお尋ねでございましたけれども、確かに一般会計を経由して国保会計に入ったものをまた後期高齢者医療広域連合に繰り出すなど、我々担当者としても非常にどうかならないかというふうに思っているところです。しかし予算費目については、国が示した科目設定に準じておりますので御理解をいただきたいと思っております。今後もう少しわかりやすいようなやり方ができないのか、そういう要望活動は今後も県あるいは広域連合等にしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

川原税務課長

8番檜柑議員の県内における医師会の開放型病院の状況についての御質問についてお答えしたいと思っております。

県内における医師会団体は8団体で9カ所です。その団体については、課税免除ないし減免という取り扱いで固定資産税の方を取り扱っています。

よろしくお願いいたします。

檜柑幸雄議員

まず、民生費の社会福祉にかかわる広域連合の負担金の問題ですが、それは仕組み上そうなっているわけですから、やむを得ないと思っておりますが、やっぱりどうもですね、この疑問を投げかけるような予算の仕組みは将来に意図的なものがあるんじゃないかというふうに、そういう疑いを持つような仕組みでありますから、今後きちっとやっぱり整理をされていかないかなと、そういう意味では私どもも我が党を通じてですね、国会でも議論しておりますが、我が党は基本的にはもう凍結せよと、こういうことなんです。そういうことで市長も凍結に頑張っていたきたいと、このように要望しておきたいと思っております。

それから総合運動公園、教育費の保健体育費ですが、総合運動公園等管理運営を実質体協に委託されているわけで、特にこのポンタンロードレースとかですね、それからつい最近行われました九州選抜のいわゆるロードレースとかですね、そういったその部分についても既に体協に委託されて運営をされているわけですから、それなりに努力されているわけですから、私はやっぱりそのああいったイベントを含めてやるのであれば当然

ですね、委託管理、法律に基づいてやるべきではないかなと思うんですね。しかも法律改正で体協にも委託できるわけですから、別段法人化をとらなくてもいいんじゃないかなというふうに思いますから、そういったことを基本的にされるべきではないかなと。その方が体協としても私は運営しやすいんじゃないかなというふうに思いますから、基本的にはほとんどやっているわけで、ただ個別に警備とかですね、清掃とかそういうのはせんでもいいですよとなっていますよ。ただし基本的には、総体的にある意味では管理されているわけですから、当然地方自治法に基づいて処理されるべきだというふうに思っていますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それから固定資産税にかかわる市民病院の関係については、それはもう制度上そういうふうになっており、県内もそうだとことでありますから、一方では市民の健康を守るために努力をされているわけで、それは十分理解をしているわけですが、最近全国的にはですね、たらい回しとかあって救急車で運ばれる途中で亡くなったというのはいろいろ言われているわけですから、そういうことはないとは思いますが、そういう配慮がなさ

れるということと、一つはやっぱりそういった施設に対する減免措置については一定のですね、国における財政支援制度が措置されるべきだというふうに思いますから、この点も含めて十分国に要請される必要があるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういう努力をいただきたいと思っています。

それから情報収集衛星受信局については、現在のところ当然国の施設だということで、市町に対する交付はないわけですが、これは基本的には防衛施設ですよ。ですから、それは本当は、例えば天気予報とかですね、そういった予報を出されるシステムなら理解できますけれども、そういうのは、一方ではその測候所は廃止されているわけですから、そういうカバーもしているのかといえばしてないわけでありましてですね、これはそういうことで、ぜひ制度上国に求めるべきだと。もちろん我が党も福島党首を通じてですね、頑張る決意は申し上げておきたいと思いますが、やっぱり自治体と言わんといかんと。一方では、いわゆるガソリンにかかる暫定税率ですね、目的外にも使ってるわけで、当面こういったのにも支出しても問題ないんですよ。そういうことも考えられるわけですから、ぜひ努力

をいただきたいと思います。

それから地方交付税については、今市長が申されるように、特に地方再生のために人口が非常に少なくなったところに一定の配分したというふうになっておりますから、当然阿久根も相当努力をしていただく必要があるんですけども、結果的に配分としては1億800万円、出水地区で一番阿久根が少ないんですよ。人口の少ない長島町は少ないということでしょうけど、阿久根より100万円多いと。ですから出水地区で一番低いわけですから、これらの配分についてはやっぱりもっとやっぱり地方が再生されるようにね、配分についてはやっぱり市長、物を申すべきだと思いますから、ぜひ物を申させていただきたい。今後とも特に地方交付税については私どもも頑張る決意を申し上げてですね、質問を終わります。

議長（庵 重人議員）

次に、2番竹原信一議員の発言を許します。

◎ 総括質疑（2番 竹原信一議員）

竹原信一議員 登壇

2点御質問申し上げます。

一般会計予算の1ページ、第4条一時借入金15億円、最高額を定めるとなっておりますが、この15億円に設定したことの根拠と、それからこ

ういうふうに設定することの実用上の効果という部分について御説明ください。

次は第5条ですけども、給料、職員手当及び共済費について同一款内でこれら経費の各項間の流用を認めると。一つだけ項間流用を認めるという状況になぜ入ったのかと、違和感があります。御説明ください。お願いします。

齊藤市長

登壇

2番竹原議員にお答えをさせていただきますが、まず最初に一時借入金についてでございますが、財政運営の中で資金収支の安定を図り、財政運営が円滑に行えるよう、地方自治法で定められているものでございまして、返済についてはその会計年度内の歳入をもって償還しなければならないという規定がきちとございます。そういうわけで一時借入金というわけでございますが、平成20年度当初予算においては、一時借入金の限度額を15億円と設定をしましたが、これは地方交付税を初めとする国の交付金等は年に3回から4回に分けて支払われてまいります。国・県補助金等は年度末に交付されることがほとんど多く、工事請負費の支払いや市債償還金等多額の支払いが集中する時期においては、これらの支払い資金が一時的に不足を生

じることから、これまでの実績を参考に限度額を設定したものでございます。この実績は年度間では変動が大きく、平成18年度においては最高10億500万円の借り入れを行っており、また平成19年度では現在のところ最高6億7,000万程度の借り入れを見込んでいるところでございます。ただし、これは年度内に返還をするということでございますから、国から交付金が入ってきたり、いろいろするとですね、それで返還をするということでございまして、結局阿久根の支出とですね、入ってくるお金とが一時的にバランスが崩れることがあるわけですね。そういう場合に一時的に借り入れるというお金でございまして、その辺はよろしくお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いをいたします。以上でございます。

それから歳出予算の流用についての御質問でございますが、これは歳出予算の経費の金額は各款または各項の間においては相互に流用することができませんが、地方自治法第220条第2項ただし書きにおいては予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところによりこれを流用することはできると限定的に予算の流用を認めているところでございます。

予算書第5条に規定した事項は4月以降の職員の人事異動等により各項内で予算化された給料、手当額等に不足が生じた場合に同一款内の項の間で、人件費から人件費へ流用が行えるよう規定したものでございます。あくまでも款内の予算額を超えて流用するものではなく、さらには議会で議決された職員の人件費総額を超えて使用するものではございませんので、その辺は誤解のないようよろしくお願いを申し上げたいと思います。ということはどういうことかということ、3月の今の議会で予算を決定していただきます。そうすると、その予算の人件費内です、流用を行うということなんですが、それはどういうことかということ、4月以降に人事異動があったりしてですね、若い人とある程度年齢の高い人が行ったり来たりするようなことがあります。そうすると、今の職員の配置でそれぞれの課の人件費が決まってるわけですが、それがですね、人事異動によって年齢が違う人が行ったり来たりするとですね、人件費が足らなくなるというようなことも出てくるわけで、その場合はその中で調整をしていくということでございますから、どうかその辺はですね、全体的な経費が変わるわけではないということで、御理解をいた

だきたいと思います。

よろしく願いいたします。以上
でございます。 降壇

竹原信一議員

一時借入金の件ですけども、今のお話から理解できる範囲内だと、法律に決まっているから設定しなければいけない。金額についてはとりあえず幾らでもいいんだから、というふうに聞こえたんですけれども、これが15億が20億であっても全く問題ないというようなものなんでしょうか、それが一つ。

私が違和感があると申し上げたのはですね、実はこの、例えば教育費なんですけど、前回の補正予算では小学校、中学校、幼稚園費だけで500万円の不用額が出てると。これなんかも項を超えればもっと活用できたはずなのになという気がするわけなんです。だから、このような項間をここに一文入れれば、もっと活用できる状況があるのであれば、ほかのにもできるんじゃないかと思うからこのように申し上げておるわけなんです。この割り振り方が実際その効果的な運用を妨げている部分があるかもしれない。しかし、それはこの規定によって乗り越えることができちゃうと。ならば特に教育費なんかはそれをやってもらってもいいんじゃないかなと思うわけなん

ですよ。両方についてお願いします。

齊藤市長

これはまだちょっと理解をされていないようでございますので、2番竹原議員にお答えをさせていただきますが、これはあくまでも人件費の問題でございますね、結局役所というところは、人事異動があったりいろいろするわけでございまして、そういう人が役所内でポジションを変わるということがあるわけですから、その場合の人件費の流用についてをですね、言っているわけでございます、各事業のですね、流用とは全く違うわけでございまして、その辺はですね、一緒くたにしないようにひとつよろしく願いをしたいと思います。あくまでも我々としては議会で議決いただいた予算内です、年間を執行していくということが基本でございますから、その辺はですね、よろしく願いしたいと思います。

ですから教育委員会なら教育委員会の予算についてはですね、今回出しております予算書によってですね、年間執行をすることによって阿久根市の教育はきっちり確保できるという、そういう形で出しているわけですから、ひとつその辺は誤解のないようよろしく願いしたいと思

います。

以上でございます。

議長（庵 重人議員）

市長、市長、借り入れ金の話で、15億でも20億でもいいのかと。

斉藤市長

借入金がですね、10億でも20億でもいいんじゃないかというような御発言をされたと思いますが、そうじゃなくて、やっぱり我々としてはですね、きっちり年間を運営していく上で資金がどのような流れになっていくかということ、その流れを見ながらやっていくわけで、大体阿久根市にとってはですね、一時借入金というのは15億の範囲内ですね、運用ができていくという見通しのもとにやっているわけでございますね、その辺はそのいいかげんにやっているんじゃないわけですね、設定をするときも非常に難しいところであるわけです。我々が10億と決めるか、15億と決めるかというのはですね、そういう予算の状況を見ながらですね、やっていくわけですが、そういう意味でですね、この辺の、現在までの、ここ4、5年のですね、一時借入金の流れについては担当課長の方から説明をさせますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

富永財政課長

一時借入金のことにつきまして補足してお答えをいたしたいと思えますけど、これはあくまでもその年度途中におきまして、どうしても支払いに対しまして歳入が不足する、資金ショートを起こす場合が当然出てまいりまして、特に起債等につきましては借入れが年度末、あるいは出納閉鎖期間中に借入れが多いということでもありますし、また先ほど市長も説明しましたように、国・県補助金等についても年度末の交付が多いということで、そのために歳入が不足するわけでありましてけれども、それによって支払いを延ばすということができませんので、それについては一時的に資金繰りを調達をして支払いをすると、そういったこととございまして、金額につきましては、これは予算規模とか起債の額とか、あるいはその国庫補助金等の金額によっても違いますけども、ここ数年見ますと、大体最高で10億ちょっと程度ありますので、しかし限度額としては15億程度の限度額がほしいということで設定をいたしてるところでございます。以上でございます。

竹原信一議員

どうも何と言いましようか、私の表現が勝手にさわるのかもしれないですけど、15が20であっても何か問題

は起こらないんでしょというふう
に、影響があるんですかと、その程
度の話でございますので、そこの部
分だけ率直に答えてもらえばいいで
す。仮の見込みで、例えば15と今回
設定したのが、例えば8じゃ足らな
くなるかもしれないと、そういう場
合には困るでしょうけども、15じゃ
なくても20で書いてもかまわん
のじゃないかと、その程度の問題な
のかなというふうに私は理解して
るんですけども、どうなんですかね。

もう一つ、市長、私が言っている
のはですね、まさにその阿久根市役
所の存在目的の部分なんです。事業
をすることによって阿久根市民の
生活やら教育やらいろんなものを支
える。そのためにこそ阿久根市役所
はあるわけですね。職員を雇ってい
るのもそのためです。議会が存在す
るのもそのためでございます。事業
というのが枠の中にはめて、人件費
は特別ですよという発想そのものが
ですね、大分私なんかとはちょっと
違うなという気がしてしまうんです
よ。事業がすべてでございますよ。
そのための人でございまして、人件
費であります。一番重要なものは何
かということを考えてときに、その
視点からその事業についても、特
に教育については項間の流用をして
もっと有効な使い方ができるように

してもらいたいなと思って、先ほど
のような質問をさせていただいたわ
けです。スタンスが違うというので
あればこれ以上お答えいただかなく
ても結構です。

先ほどの、この借入金の件につい
ては財政課長どうなんですか。そこ
のところをお答えください。

齊藤市長

2番竹原議員にお答えしますが、
これはですね、人件費もきっちり枠
をはめてあるんですよ。幾らでも人
件費を支払っていいとかそういうこ
とじゃないわけで、枠をきっちりは
めた中でやってるわけございませ
て、ただその異動があったりいろい
ろするから、その中で、その枠がは
められた中ですね、やりとりをす
るわけございまして、阿久根市職
員はですね、市民サービスを行って
いくために全力を上げてやってるわ
けございまして、その人たちには
きっちり人件費を支払うということ
でございます。ですからその人件費
についてもですね、きっちり枠がは
められてその中でちゃんとやるわけ
です。決められてるわけございま
して、その範囲の中ですね、異動
があったりいろいろした場合に
やっていくということございませ
から、その辺はですね、どうもどっ
か一つ竹原議員がボタンをかけ間

違っているような感じがして、どうもやりとりがですね、食い違ってしまうということで非常に残念なんです、どうかその辺はですね、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

富永財政課長

竹原議員に補足して御説明いたしますけれども、款項というのはこれは予算の科目につきましては、議会の議決科目でございます。ですから、私どもが勝手に流用して執行するという事はこれは許されてない、これが地方自治法の趣旨でございます、その例外として予算に定めた場合についてはできると、あくまでも例外規定を今回定めているとそういうふうに御理解いただきたいと思ひます。

[発言する者あり]

一時借入金の限度額につきましては、これは我々といたしましては、ある程度の余裕をもった限度額の設定があれば一番資金繰りとしては運用しやすいと思ひますけれども、これは最低限、しかしながらそれをできるだけその上限については実態に合わせて低く設定をしてると、そういったふうに御理解いただきたいと思ひます。

議長（庵 重人議員）

次に、13番山田勝議員の発言を許

します。

◎ 総括質疑(13番 山田 勝議員)

山田 勝議員 登壇

平成20年度阿久根市一般会計予算について、総括質疑を行いますのでよろしくお願ひいたします。

非常に厳しい財政運営をしなければならぬ時代を迎えながら、遅々として進まないと思ひておりました行政改革も少しぐらいは兆しが見えてきたように思ひます。そこで歳出から質問をいたしますので、お尋ねいたしますのでよろしくお願ひいたします。

42ページ、第2款1項1目職員給与等、鹿児島県市町村職員退職手当組合の負担金のうち、1億3,439万5,000円は平成18年度の定年前退職者の分でございますが、確か市長はそのときに提案をされなかったという質疑をしておったんですけれども、2年後にこうして予算を上げるときに論議をしてもらいますという答弁をされたのを記憶をしております。しかしながら今回よく見れば、予算説明書をよく見ればわかったんですが、予算説明書の説明のときも、補足説明のときもですね、説明はなかったようなふうに私は記憶してるんですが、今回の分については何パーセントから何パーセントで具体的に説明をいただきたいと思ひ

す。

次に59ページ、3款1項2目19節補助金、福祉ホーム事業の事業内容及びここに入所したいという対象者はですね、あるいはできる対象者は何人ぐらい市内において、そして何人今入所しているのかお尋ねをいたします。

次に60ページ、3款1項3目13節委託料でございますが、高齢者等訪問給食事業の、サービス事業についてでございますが、平成19年度の補正予算で市長とるる論議をさせていただきました。しかしそれはそれとして、訪問給食の提供を受けるですね、希望者に満遍なく行き届いているような事業の執行をされているのか、あるいはまた決定はどのようにされるのかお尋ねをいたします。

次に72ページ、2項1目19節補助金、循環型社会形成推進補助金でございますが、この補助金の出し方をお尋ねをいたします。

78ページ、6款1項5目13節委託料、土砂崩壊防止事業計画書作成業務とございますが、今回の事業の内容と対象箇所、それとこのような箇所というのは市内にもまだまだあると思うんですが、そういう箇所は幾らぐらい把握してらっしゃるのかお尋ねいたします。

次に97ページ、8款6項1目15節

工事請負費、老朽住宅除去事業とこうありますが、どこの住宅で除去のそういう事業の内容をお尋ねをいたします。

次に128ページ、一般職の給与明細書の中に定年退職者及び勤奨退職にかかわる退職手当とありますが、平成20年3月31日の退職者、退職予定数と内訳をお願いいたします。

次に13ページ歳入、1款2項2目交付金、減額になっております減額の原因と国有財産の所在地、そして理由。

それから28ページ、13款3項7目1節委託金、国道路側帯樹木管理費ということで100万円ほど計上してございますが、どこなのか。そして私はいつも阿久根駅前の港側ですね、国道、魚の道周辺の改修についてお願いをしとったところでございますが、それはどのようなふうになっているのかお尋ねをいたします。

これで第1回目の質問を終わります。

議長（庵 重人議員）

午前中の審議を中止し休憩いたします。

午後はおおむね1時再開いたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後1時00分

議長（庵 重人議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

斉藤市長

登壇

13番山田勝議員にお答えをさせていただきますが、初めに歳出の第2款総務費1項1目3節の鹿児島県市町村職員退職手当組合負担金についての御質問でございますが、平成20年度の鹿児島県市町村職員退職手当組合への負担金は4億6,897万円でありまして、内訳としましては、現年度分が3億3,105万円、平成18年度の定年前早期退職者へ特例加算分として支払った分、1億3,792万円となっております。平成19年度と比較して増加になった要因としては、今申し上げました特例加算分が20年度に精算されることに加え、同組合への負担金率がこれまで1,000分の280だったものが、1,000分の30引き上げられ、1,000分の310へ変更されたためでございます。平成18年度に定年を待たずして早期に退職した職員は20名であり、そのうち、19名に対して特例加算分の退職金を支払っており、加算率としては10%から最高73%の範囲内でございます。よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

次に、福祉ホーム事業の事業内容

及び対象者数についてでございますが、障害者自立支援法の施行とともに、地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業実施が可能となるよう、市町村の創意工夫により効率的、効果的な取り組みが求められております。このことから地域生活支援事業の一つに福祉ホーム事業があります。そこで、訓練等給付や地域活動支援センター事業を利用する利用者の居住を支援する重要な役割を担う施設として設置されることにかんがみ、また、旧法の支援費施設等に入所されている方々を地元に戻ってきてほしいとの願いもあり、その目的を果たしていただくよう財政的な支援をするものでございます。予算の算定基礎は、宿直管理人1名の人件費等を年間分算定し補助するものです。また対象者は9名が利用可能ですが、現在7名の方が利用されております。

次に60ページ、3目13節の高齢者等訪問給食サービス事業の内容についてでございますが、この事業は虚弱で調理が困難な高齢者等に食生活の改善を図るとともに声かけによる安否確認等を行い、孤立感の解消や自立した生活の維持を図るなど、在宅福祉を推進するものでございます。内容については18年度から市の単独

事業で推進していますが、予算の考え方は、年間配食量を85人分の2万7,500食と見込み、老人福祉費では調理員3人分の人件費や食材、備品等の経費が主なものでございます。

次に、第4款衛生費2項1目19節負担金補助及び交付金の循環型社会形成推進助成金、補助金の出し方についての御質問でございますが、これは平成18年度の資源ごみ有価物売上額の30%以内を予算額とし、市内79区の衛生自治会に対し均等割額として各区1万円、また戸数割額として衛生自治会加入戸数に応じ助成するものでございます。

次に78ページ、第6款農林水産業費1項5目農地費13節の土砂崩壊防止事業計画書作成業務の事業内容と市内の対象箇所についてでございますが、本事業は風水害により土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農用地及び農業用施設の災害を防止するために水路等の新設及び改修等を行う事業でありまして、採択要件は受益者面積5ヘクタール以上、総事業費800万円以上となっております。場所は脇本の木場仁田地区でありまして、今回は県営事業として採択していただくための前段階で、市単独による事業計画書作成業務委託料を計上させていただきました。市内の対象箇所については、これまで6カ

所を完了させており、現在のところ桐野上が対象箇所として残っております。

次に97ページ、第8款土木費6項1目15節工事請負費の老朽住宅除去事業の内容についての御質問ですが、この事業は国の補助を受けて平成17年度にも実施した事業であり、老朽化した住宅を解体し、居住環境の整備・改善を目的にしているものでございます。先日の児玉議員の一般質問でも答弁しましたように、現在、昭和40年代以前に建設した住宅200戸のうち、老朽化が激しく、空き家になっているものが46戸でございます。これらを一度に解体したいところではありますが、多額の予算が必要となりますので、段階的な方法で対応したいと思っております。そこで今回予算計上した住宅は解体した跡地を駐車場等に利用するため、猿の出住宅1戸、高松住宅1戸、丸尾住宅2戸と合わせて市民会館の隣接地にある阿久根市仮設住宅2棟分12戸、合計の16戸分を補助事業として計上したものでございます。

次に128ページ、平成20年3月31日に退職を予定している職員数ですが、定年退職者が9名、自己都合退職者を含む定年前早期退職者が17名、計26名であります。これに本年

度既に退職している者3名を含めますと、平成19年度の退職者は合計29名となる予定でございます。内訳につきましては、一般職15名、保育士1名を含みます。一般職15名、技能労務職13名、医師1名であります。

次に13ページ、歳入の第1款市税2項2目、国有資産等所在市町村交付金及び納付金の減額の原因の国有財産の所在地、理由についてであります。これは昨年10月から日本郵政公社が民営化されましたことにより、平成20年度から固定資産税の課税対象となったものでございます。なお、今後は本市における国有資産等所在市町村交付金の客体となる国有地等の所有者は、鹿児島県と九州森林管理局の2社ということになります。

次に28ページ、第13款国庫支出金3項7目1節道路橋梁費委託金の国道道路側帯樹木管理費の内容であります。これは国道3号における市民会館入り口から佐潟口バス停留所までの区間1.4キロメートルの路側帯の樹木管理にかかわる委託金であり、平成12年度から委託されているものでございます。

どうかひとつよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

降壇

佐潟生きがい対策課長

13番山田議員に補足して御説明申し上げます。

福祉ホームの市内に対象者はどれぐらいいるのかということでございましたけど、福祉ホームは知的障害者等で住居を必要としている人に低額な料金で居室を提供するとともに、日常生活に支援を行う施設でございます。阿久根市内の知的障害者の手帳発行者数は現在231名で、市外への施設入居者は37名となっております。単純に差し引きますと、194名の方が市内にいらっしゃる対象者ではないかなと考えております。以上でございます。

山田 勝議員

なかなか尋ねた分についてですね、的確なのが来る分と、これは前もってうまく打ち合わせしておりますと市長、的確にこう来るんですが、全然打ち合わせのない分についてはですね、私が今言ったのと違った形で答弁をされる。そういう意味では難しいですねと思いながら、またこう再び質問をするんですが、私は第1問目の職員手当等の負担金については、市長が18年度早期退職分についての質問はですね、メモについては例えば10%から73%というのは、数字として議案書に出てきていないんですよ。今年は50%、去年も何パーセントと出てきますよ、出

てきていないんです。ですからそういうことについて、しかもそのときにですね、2%から20%を選ぶか、10%から73%を選ぶかというのは阿久根市が決めたことだということまで市長は答弁をさせていただきましたよ。そういうことでしたと。ですからこれは、例えばこの給与明細書に関するですね、鹿児島県退職組合の決まりによると書いてありますが、それによるけど、どちらを選ぶかといったのは阿久根市が選んだわけですから。そういう意味でですね、できれば今回私が最初で言ったのは、73%については、市長はこの件については今回、次のですね、追加分を出すときに、予算を出すときに論議をしてもらいますという答弁をされたのを私は記憶しているんですが、そういうことであれば、今回のやはり提案書の中でですね、きっちり、あなたの言われるきっちりやっぱり説明をし、補足説明をすべきだったのではないかという気持ちで今お尋ねをしたわけでありますので、これをもう一遍お尋ねをいたします。

それから2問目の福祉ホーム事業内容及び対象者については、住宅を必要とする知的障害者というのがですね、これから先、年々出てくるといいう話も聞いております。今までお父さん、お母さんと生活していた人

が、お父さんが亡くなりお母さんが亡くなった、次はどうするか、行き場がないんですね、面倒を見てくれる人がない。そういうことでありますので、ぜひこういうのは必要なんですが、ただ237名いらっしゃる中で、37名は市外にいらっしゃる、そして今何名ですか、9名ですか、いるとこういうことなんですけどね。ですから私は入りたい、あるいはそういうところの措置を受けたいという人はいつでも受けられるような体制をですね、阿久根市もやはり職員1名分の人件費プラス、もちろん福祉ホームを設立するについてはですね、いろんな形で国の予算、あるいはないかの予算いろいろあると思いますよ、補助とかあると思います。しかしながら、阿久根市としてもそういう方々をやはり満遍なく受け入れる体制をですね、つくってほしいという気持ちでこれはお尋ねしたわけでございますので、この件についてもですね、そういう体制でひとつ取り組んでいただきたいと。これは結構であります。

それから高齢者等訪問給食事業の内容についてはですね、当初市長と大変質疑をさせていただきました。決して曲がった考えでいるわけでもありません。しかしながら私が思うのはですね、老人の方々が希望

する人は満遍なく提供できるようなシステムをつくる必要があるのではないか。予算が限られておりますと予算の範囲内でするので、予算の範囲内ですからね。だからほしいんだという人ももらえなかったり、どうするんだと困って相談に来られる方もいるんですね。そういうことで満遍なく、希望者に満遍なく、あるいは困っている人に満遍なく配達できるような体制で取り組まれるかどうか、事業の推進をするかどうかという尋ね方をしたわけでありまして、その点についてもう一遍お尋ねをいたしたいと思います。

それから循環型社会形成推進助成金ですが、これは資源ごみの売却の30%以内をですね、79区に平均1万円、あるいは後均等、何て言うんですかね、均等払いが1万円、それから戸数割とこういうことですがけれども、例えばそれなら300万円の予算のうち最高どれぐらい、最高幾ら、少なくとも最低幾らか、平均幾ら集落にですね、だから衛生自治会に補助金を出されるのか。しかもその補助金の使い道というのは指定されるのか指定されないのか、それもお尋ねをいたしたいと思います。

それと土砂崩壊防止事業の件でございますが、脇本の木場仁田地区ということでもあります。それからほと

んどですね、あっちこっちで土砂崩壊事業で整備がされて、そしてその水害がないように、あるいは事故がないような状況になっているのも事実でありますけれども、今回こうして大変困っていらっしまった場所でもありますけれども、こうして土砂崩壊事業採択のために阿久根市が作成業務をされるということですが、仮にうまくいくとして、いつごろからですね、この工事の着工というのはなるのか。あるいは桐野上に対象地区があるということですが、これは始まっているのか始まってないのかをお尋ねをいたします。

それから老朽住宅除去事業についてはですね、そういう場所もたくさんありますし、そしてあわせて補修をしてやればいい場所もあると思います。そういう場所をですね、よく調査、あるいは勘案されてスムーズな事業の推進ができますことを期待をしてこの点については了解いたします。

それから一般職の給与明細書の中に、定年退職及び勸奨退職にかかわる退職手当の3月31日に退職職員数の内訳ということで説明をしていただきました。私は市長、どうしてもですね、もう決定をしたことでもあります。しかしながらどうしても納得いかないのが128ページのです

ね、支給率、国の制度、阿久根市の制度、ずっと国の制度、国家公務員に準じてきた給料の体系がですね、こうして、そういう制度といえどもですね、しかも10%から73%という数字は一回も出てこないで、鹿児島県の退職組合にかっせてですよ、本来なら鹿児島県の退職組合に加入するときこの話はして、決まりを決めておくべきだったのがどういうわけか、失礼ですけど知らせもしないで、わからなければそれでいいというような形でやられたことについてですね、今さらながら残念でなりません。しかしながら、今もう決まってしまったことを何て言うこともないんですけども、ただそういうことでこうして128ページを見ればですね、国の制度が2%、かつては阿久根市もこうでした。これで早期退職された方もたくさんいらっしゃるわけにあります。いつの間にかこういうのは、いつの間にか知らなかったということが残念でなりません。それはそれでですね、いいとして、退職者がこういうふうにして今年は29名、その中の9名が定年退職者、20名が早期退職者ということでおやめになって、あるいは退職されることについてですね、大変、御苦労さまでしたと言わないかんとお思いますので、御苦労さまでした。というこ

とでこの件については了解いたしません。

老朽化についてはもう了解をいたしましたのでいいです。老朽住宅の除去事業についてはですね。

それから、13ページのですね、交付金、これは郵政省から日本郵政公社になったということですが、郵便局というのはいろいろあるんですよ、阿久根郵便局もあります。脇本郵便局もあります。西目にもあれば大川にもありますが、果たしてその全部の郵便局がこれに当たるのでしょうか。それともどこどこがこの対象になるのかお尋ねをいたします。

それから国道の道路側帯、委託金ですね、100万円について、実は私は駅前の魚の道の委託金と実は思っておったんですよ、残念ですよ。ですからそういうふうになりますと、この予算とは関係ないので、答弁をしませんと、説明しませんといわれる意味でそういうですね、今国道3号線の話だけをされたのか。私はあわせてそこも非常にあの付近は汚れて、あの付近の方は困っていらっしゃるんですが、そこはどうなってるんですかとあわせてお尋ねしたわけですが、もしですね、関連して答弁をしていただければしていただきたいと思います。

齊藤市長

13番山田勝議員にお答えをさせていただきますが、今回の鹿児島県市町村職員退職手当組合の負担金につきましてはですね、あの当時議会に對しまして我々としては退手組合に入ることをですね、議案として提出をさせていただきます、議論をしていただいて退手組合に入つた。そして退手組合の制度の中でですね、運用をしていく形でございます、そのときにパーセントは言わなかったじゃないかという御質問でございますが、その辺でですね、説明不足であったことはこれまでの議会でもおわびを申し上げてるわけでございます、その辺はお許しをいただきたいと思いますが、数字的にはつきり出てまいりますのは、今回の議会ですべて出てくるわけでございます、どうかひとつその辺は御理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひを申し上げます。

それから高齢者等訪問給食サービス事業でございますが、これにつきまして今13番山田議員はできるだけ満遍なく配食できるよう心がけなきゃいけないんじゃないかという御質問でございますが、我々としてはそのとおりでございます、超高齢化が進んでですね、そういう訪問

給食を希望される方々にはできるだけ配食をしていかなきゃいけないと思ひますが、一応我々としては先ほど2番竹原議員にも申し上げましたように、議会で予算を承認いただいてその範囲以内で事業を執行してまいりますから、その我々が計画したよりもですね、2万7,500食という、85名で2万7,500食という計算をしておりますが、これ以上の方が希望が出た場合はですね、次の議会で補正をお願いしたりしてですね、また議会で議論をしていただくということになるわけでございます、この辺はですね、柔軟に対応しなきゃいけないというぐあいに思ひますが、今のところ阿久根市の予算としてはですね、85人分の2万7,500食を見込んだ計算で事業化をしているところでございまして、その辺については今後対応していく形でございます、やっていきたいというぐあいに思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それから循環型社会形成推進助成金についてでございますが、これは先ほどの一般質問でもですね、質問が出ましてお答えいたしましたように、資源ごみ有価物売上額の30%以内でですね、各区にお配りをする形でございます、これについてはですね、きちとした積算のもとに、

今言われておりますように均等割で各区1万円、戸数割です、出していくということでございまして、細かい数字については担当課長の方から答えさせますのでよろしく願いいたします。そしてそのお金に対する使い方についてはですね、各区、各衛生自治会です、十分話し合われてお使いいただくという形でございまして、別に我々としてはそれに拘束する意味は持っていないということで、よろしく願いしたいと思います。

そして、国道路側帯樹木管理費でございまして、これは先ほども申し上げましたように国道3号線の潟地区をですね、土地区画整理事業の中で改良工事をやりまして今のような国道3号線になったわけでございしますが、そのですね、この樹木管理について国の方からですね、これはぜひ阿久根市の方で管理してもらいたいと、それに対する予算としてですね、国の方も責任を持って予算を組みますからということで12年度から委託を受けているわけでございまして、その予算でございまして。

国道499号につきましてはですね、確かに日本でも非常に短い距離としてなったわけですが、これはですね、長崎から出発をした国道でございまして、この阿久根ではですね、

ずっと海上になっておりまして、実際に姿形として国道となっているのはこの部分でございまして、通称魚の道ということで設営をされた国道でございまして、これについてはですね、先ほど13番山田議員がおっしゃるような非常に使い勝手がですね、老朽化して少し悪くなってきているというような状況もございまして、北薩振興局とも十分相談を申し上げながらですね、そしてまたいろんな婦人団体からの要望も受けながら、阿久根市内の婦人団体からも要望を受けながらですね、どのような改良をやるかということで県とも御相談を申し上げてですね、今回あの水路は取り除く形でですね、埋め戻しをやって、泥で埋め戻しをやってですね、その後各種婦人団体がですね、花を植えてきちとした道路にして、今のまんまで置いておくと非常に老朽化して危険な状態がありますので、そういう危険な箇所は全部泥で埋め戻してやって、きちっと排水もよくして、それで花を植え込んだですね、きれいな道路に再生させようということでございまして、これは県の方としてもですね、早急にやるということで約束をいただいているところでございまして、早急にやっていただけるものと思っております。あと漏れた部分については

課長の方から答えさせますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

佐潟市民環境課長

山田議員に補足して御説明を申し上げます。

助成金の額について最高額と最低額、それから平均額は幾らかといったようなお尋ねでございましたけれども、最高額が479戸の自治会加入戸数で13万3,000円、最少額が12戸の加入戸数で1万3,000円でございます。それから平均額といたしましては、3万7,494円になるようでございます。以上でございます。

川原税務課長

13番山田議員に納付金等に該当する内容について御説明申し上げます。

昨年度までの納付金の該当する財産等につきまして、阿久根郵便局と阿久根郵便局長職員住宅等、脇本郵便局の土地家屋等であり、大川郵便局につきましては財団法人郵政福祉九州地方本部より固定資産税として例年どおり納税されております。そして西目、大丸、山下、鶴川内、折口の簡易郵便局の土地・建物の部分につきましては、それぞれ個人の財産として固定資産税としまして今までどおり固定資産税の方より納税していただいております。以上で説

明を終わります。

梶尾農政課長

13番山田議員に補足してお答えいたします。

土砂崩壊防止事業、木場仁田地区の今後の予定はということでありましたけれども、20年度事業計画書の作成をいたしまして、21年度国への事業の申請とヒアリング、22年度着工いたしまして、24年度完成という計画であります。もう一つは桐野上が残っているということであるが、今始まってはいるかというようなお尋ねでありましたけれども、桐野上地区につきましては、一部地元の地権者の同意が得られていないため、まだ今のところ事業が開始されておりませんが、引き続き地元の役員の方々と協力して、解決に向けていきたいと考えております。以上です。

山田 勝議員

1点についてですね、もうこれ以上私が自分の腹の虫がおさまらない部分を言っても答弁はわかっております。しかし、それぐらい市民を裏切ったような気持ちでおりますことを伝えて了解いたします。

それから高齢者等訪問給食についてはですね、希望者に、あるいは満遍なくやれるのかという話をこうしてするんですけれども、やはりそれぞれ85名以上の方々ですね、

チェックがあったり、あるいは何かアクションが起こりますとね、切られるのじゃないか、どうなるんだろうかというそんな話をされる人がかなりいらっしゃいますので、やはり必要だ、何とかしないとというようなときについてはですね、市長が先ほどから言われる安否確認の意味でという部分もありますのでね、やはり安否確認の意味で特に独居老人等から要望があった分についてはなるべく満遍なく対応できるようにしてほしいと。そういうことでですね、やはり私は実態にあったようなそういう事業の仕方はできないのか。できることなら、大川地区に1カ所、西目地区に1カ所、それぞれのところところですね、そういうその提供するステーションみたいなものがあってですね、そんな市内に満遍なくやはり独居老人、あるいはできられない、食の自立ができない方々の支援をするような、そんなやはり対応をしてほしいと思っておりますのでね、この件についてこうして話をしているわけにありますので、ひとつ検討を、今後検討をし、前向きに取り組んでいただきたいと要望をしてこの件については終わります。

それから、循環型社会形成推進助成金については、なるほどそういうことかということで理解をいたし

ますけれども、中にはですね、非常に広い集落の場合にはいや、あそこまで持っていくのが大変だがな、何とかできないかというようなこともあるんですが、それぞれの集落でなかなかごみステーションの場所というのをですね、広げられない部分もあるんですが、仮に参考までにですね、仮に私の集落ですと2カ所あるんですね、それは1カ所は集落の公民館ですけども、1カ所は住宅、個人の住宅がたくさん集まっているところですよ。でも中にはここあたりにもほしい、ここあたりにもほしいという人があるとしたときにですよ、例えばそういう収集場所を新しく一個、あるいは二個設けることもいいですよと、可能ですよというふうに委託している阿久根市が言っていただければですね、案外集落としても取り組みやすいのじゃないかと思うんですが、収集場所の箇所の増加についてはどういうふうに現在行われておりますか、それともそういう場合にはちゃんと対応していただけるんですか、お尋ねをいたしたいと思います。

それから歳入の郵政公社になったので国有財産から外れたという理由でですね、よく理解をして、説明いただきましたので理解をいたしました。了解いたします。

次の国道の路側帯の樹木管理費については、潟の国道3号線の問題でしたけれども、私はあの周辺をどうにかせななあとという気持ちで申し上げたわけでありまして、あわせて説明をいただきましたのでこれも了解いたします。

斉藤市長

13番山田議員にお答えをさせていただきますが、このごみの収集方法についてはですね、今後十分検討していかなければならない問題だと思います。そして高齢化が進んでいきますから、収集場所までお年寄りの方がですね、ごみを出すということが非常に困難になってくるというようなこともあります。そういう意味で各戸をですね、収集する、そういう組織体をつくっていく形がいいのか、その辺はですね、今後検討しなきゃならない問題でございますし、それから収集場所をどの程度増やせばですね、ちゃんと収集が可能なのか、その辺の検討というのは今後の大きな課題であるということを十分認識しておりますので、今のまんまでいいということじゃなくてですね、最善の方法をですね、やっぱり模索していかなきゃいけないというぐあいに思っておりますので、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたしま

す。

〔山田議員「増やしてくださいということになったら、増やしてくれるのかという話をしたわけですから、それも答弁してください。」と呼ぶ〕
佐潟市民環境課長

山田議員に補足してお答えいたします。

ごみステーションの増設を要望があればされるのかというようなお尋ねでございますけれども、衛生自治会の管理ということにしておりますので、衛生自治会の方から増設の要望があれば、市としましては柔軟な対応をしているところでございます。以上でございます。

議長（庵 重人議員）

以上で本案についての通告による質疑は終了いたしました。

次に、議案第26号から議案第32号までの7件についての通告による総括質疑に入ります。

8番檜柑幸雄議員の発言を許します。

◎ 総括質疑（8番 檜柑幸雄議員）
檜柑幸雄議員

登壇

特別会計について質問をいたします。

議案第26号、国民健康保険特別会計予算であります。1番目の27ページの3款後期高齢者支援金等についてはですね、一般会計で議論を

しましたので、内容は一緒でありますので答弁はいただかないでも結構であります。質問しません。

続いて、2目につきましても拠出金でございますので、これも一般会計で議論をさせていただきましたので、重複いたしますのでこれ以上質問いたしませんのでよろしく願いいたします。

続きまして、32ページの8款保健事業費の1項特定健康診査等事業費1目13節委託料であります。これにつきまして1,414万1,000円予算化されているわけですが、今回のこの法律改正です。40歳から74歳までの人について特定健診をするようになっておまして、非常にこの基準が厳しく設けられているわけですが、例えば高血圧について、通常子どもが認識しておりますのは180以上が高血圧だというふうに言われておりますが、これがあえて130に厳しくするなどです。非常に問題もあるわけですが、これらについて健診率が悪ければですね、10%のペナルティーをかけるというふうになっているわけですが、健診率が悪ければ、いわゆる支援金についてペナルティーをかけられるということになっております。したがって個々の受診者についてどういうふう設定されるの

か知りませんが、それぞれ呼びかけてされるというふうに思っておりますが、これらについて受診をするべき人がですね、受診をしなかった場合について、個人に対してもですね、ペナルティーをかけることになるのか、その点についてをまずお伺いいたします。

それから議案第31号、後期高齢者医療特別会計予算についてですが、186ページの負担金について、これについては当面は国民健康保険から移管された人たちだけがいわゆる税金を納めるということになると思いますが、そういったことでの金額になるのかですね、それについてお尋ねをいたします。以上であります。

第1回目の質問を終わります。

降壇

斉藤市長

登壇

8番檜柑幸雄議員にお答えをさせていただきますが、今回医療制度、保険制度がですね、制度改正が行われまして、特に後期高齢者医療制度がですね、導入されてくるというようなことがありまして、それに対する対応として大きな目玉としてですね、国が打ち上げてきましたのは特定健診、特定保健指導という形です。ですね、出てまいりました。そのことに阿久根市としてはどういう対応を

していくかということでございますが、まず最初に、第8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費13節委託料についてであります。本年4月から今まで市町村で実施していた基本健康診査が特定健康診査として各医療保険者が実施することになり、国民健康保険の40歳から74歳までの加入者については国民健康保険が実施主体となり事業を進めることとなります。今までの健診では病気の早期発見、早期治療を目的とし、健診後はですね、要精密検査や要治療者への受診勧奨など、病気ごとの指導が中心でございましたが、今回の特定健診、特定保健指導では、健診によるメタボリックシンドロームやその予備軍の人を見つけ出し、改善と予防に向けた保健指導に重点が置かれるようになってきました。新しい制度では、健診結果をもとに、生活習慣病の発症リスクなどから、健診結果の情報提供、リスクが出始めた段階の人に対する動機づけ支援、リスクが重なりだした人に対する積極的な支援の3つのグループに階層化し、それぞれに応じた医師、保健師、管理栄養士などが保健指導を行っていくことになっております。

このような形です。特定健診を進めていこうということでござい

ますが、特定健診を受けなかったからといってですね、罰則があるわけではありませんが、特定健診、特定保健指導では医療保険者ごとに対象者の特定健診受診率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者、予備軍の減少率の目標が定められ、その目標の達成率に応じて後期高齢者医療への支援金が平成25年度から加算、減算されることになっております。目標率は、平成24年度には特定国保健診受診率65%、特定保健指導実施率45%、メタボリックシンドロームの該当者、予備軍の減少率10%となっておりますので、あらゆる機会をとらえて目標率向上に努めてまいりたいと思っております。健診を受ける人が少なければ、それだけ健康が害されるリスクは高まるだけでなく、将来的に支援金が増加され、その結果、保険税が高くなる可能性もあり、健診率を上げるためには、今までの各地域を回っての集団健診だけでなく、個別健診としてかかりつけ医等でも健診や保健指導が受けられるように、出水郡医師会とも協議をしているところでございます。

このような形です。今後やってまいります。先ほど8番榎柑議員がおっしゃるように、血圧などに対するですね、このハードルが非

常に高いという御意見でございますが、私もそのとおり思っております。私もおもてなしでですね、なぜこういう高い数値で設定をしたのかということをご説明してですね、思っております。そういう意味ではもう少しハードルを低くしてもいいんじゃないかという思いを持っておりますが、この辺についてはですね、一応制度がスタートした後もですね、いろいろ議論していかなくちゃならない部分だと思っております。

以上でございます。よろしくお願
いいたします。 降壇

的場健康増進課長

それでは補足してお答えいたします。

特定健診を受けなかった個人に対してペナルティーがあるのかというようなお尋ねでありましたけれども、個人に対してのペナルティーはありません。ただ支援金が健診率が悪ければ加算されていくということになります。

それから、186ページの後期高齢者医療の保険料に関してのお尋ねでありましたが、国保から移管された人の保険料なのかというようなお尋ねでしたけれども、これについては阿久根市に住所を有する75歳以上の方、あるいは一部ですけれども、65歳以上で障害認定を受けた方が対象

になります。以上であります。

檜柑幸雄議員

ただいま答弁をいただいたところでありますが、まずこの特定健診、特定検査についてですね、非常に問題があるというふうに言われております。専門家の皆さん方でも非常にこの基準がですね、非常に今までの常識からすると相当引き下げて基準を設けておいてですね、先ほど申し上げましたように、血圧が180以上という常識が130まで下げられたとか、それからコレステロールとか、あるいは血糖値とかですね、そういうのもずっと下げられてきているわけですね。それと同時にメタボと言われる人たちについてもですね、腹の回りが、これは私もその内に入るんですが、男性が85以上、女性が90以上ということで、これは考え方としては全員強制的にですね、診療するようになってるんですね。しかも後期高齢者というのは75歳以上、全くこの会計と関係のない40歳から74歳までの人にですね、注文をつけて、健診率が悪ければ65歳以上の医療費にかかわる支援費について余計取りますよという、どうもこの理解できない制度になっているわけですね。したがって極端に言えば後期高齢者に来ていただく人は74歳までにきれいに仕上げてくださいね、健康

にしておってくださいと、そうでない人は人生74歳で終われというような言い方なんです。それともう一つは、そのことによって治療すればものすごく医療費が、薬代がかかるんじゃないかと。したがって今の保険制度で一体もてるのかどうなのかというのも議論されてますし、ある意味では自民党と製薬会社が結託をしてですね、やったんじゃないかという極端に言う人もおるんですが、この点についてまず市長はどういうふうに考えておられるかですね。結果的にそのペナルティーが余計かかって、いわゆる保険税から支援をするわけですから、結局健康な人に言わせると極めて迷惑な話で、あるいはそれにまた受診率が悪ければ受けられない人のことで、それだけまた支援費を余計出さないかんとということになってですね、結局まじめな人と不まじめな人の関係で、そこにこの同じ保険者でですね、問題が派生してくることになり、いわゆる公平性が失われる。結果的に個々の保険者に対してもペナルティーをかけるということになりかねないというふうに私は思うんですけれども、その点をもう一回、その点も含めてですね、御答弁をいただきたいと思いません。

それから後期高齢者の特別会計で

ありますが、これは今国会で議論されておりますが、国保以外の健保組合とか、政管健保とか、共済組合の被扶養者としてなっておられた人は今まで保険税は払ってないわけですが、こういう人たちについては、2年間において減免措置をすることになっておりましたですね、いわゆる半年間は税金かけませんよと。そして後1年幾らについては9割軽減をするというふうになっているわけですが、この点についてはまだこの予算についてはみんなから取るという考え方でしているのか、そういうのを配慮して予算化されているのか、その点をもう一遍お尋ねをいたします。

齊藤市長

8番檜柑幸雄議員にお答えさせていただきますが、私も腹の回りが82センチでございまして、これがですね、85センチ以上ある人は結局メタボリック症候群という判定を下されるわけでございます、議会にも大分おいでになるんじゃないかと思いますが、85センチ以上のおいでになるんじゃないかと思いますが、そういう意味で非常にやっぱりハードルが高いということはですね、私も実感としてございます。ですからこの辺はどういう形でですね、こういう設定にしたのかなというぐあい

に思っておりますし、ですから血压であるとか、糖代謝とかですね、そういうものの基準値以上の場合です、リスクを一つと数えると。それで二つ以上重なっている場合はメタボリックシンドロームと判定するというような形になっておりまして、非常にハードルが高いわけでございまして、これらをですね、綿密にやっていけば我々としてもきちっとしたですね、そういう掌握ができていくのかということも心配しております。実際のところ心配しております。

今阿久根市は健康増進課に7人、教育委員会に1名、それで新採で2名、都合ですね、10名の保健師を今阿久根市は用意するという形ですね、今準備をしているところでございますが、果たしてこの限られた10名の保健師でですね、このような健診をスムーズにやって、しかも受診率を65%以上に上げていくということはですね、相当な高いハードルだなというぐあいには思っております、この辺についてはですね、今後十分に議論をしていかなきゃならないとこだというぐあいに私の方でも認識をしております、今後この辺の取り組みの状況をですね、どういう形できっちり仕上げていくのか、この辺はやっぱり議論しながら制度

を制度としてですね、きちっと整備していかなきゃいけないと思っておりますので、どうかひとつその辺はよろしく願いを申し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

後はですね、担当課長の方から答えさせますのでよろしくお願いいたします。

川原税務課長

8番檣柑議員にお答えしたいと思います。

被保険者の軽減処置についての予算処置については、19年度の課税所得等の状態に応じて予算計上してありますので、以上であります。

すいませんでした。ちょっと言葉が足りませんでした。

軽減処置は7割、5割、2割ということで走らせて計算してあります。よろしく申し上げます。

檣柑幸雄議員

もう3回目ですので最後ですが、この特定診療については、非常にこの制度としては強制的にですね、健康診断をするようになってましてですね、これはある意味では病人を、あえて基準を低くして病人をつくり上げていく制度ではないかなというふうに言われておりまして、非常に問題だと思いますね、後期高齢者医療制度というのは。そういう意味

で、市長、これは基本的には凍結されるべきだというふうに思うんですよ。法律上はでき上っているのに、基本的には市としては進めなきゃいかんわけですけども、ですから、市長としてこの制度は非常に問題があると、政府に対して凍結せよという運動を展開する気はないのかですね。これは非常に問題ですよ。それともう一つは国保財政について相当この影響を及ぼしますし、人件費を含めてですね、これきちっとまともにやればですね、ものすごい費用がかかるというふうに思いますが、今の状況からいってこれ以上国民健康保険税の負担を増やすというのはですね、私は非常に住民負担はもう限界にきているんじゃないかなと思うんですが、それをさらに国民負担を求める制度になるわけでありましてですね、非常に私は問題だなというふうに思いますが、そういうことで人件費、それから保険財政を含めてですね、市長としてはどのように考えておられるかですね、お聞かせをいただきたいと思います。

斉藤市長

8番檜柑幸雄議員にお答えをさせていただきますが、今おっしゃるとおりでございます、やっぱりこうやって出発をさせているわけで、十分やっぱり議論をしてですね、内容

を十分精査して法律をつくっていただくといわけですけども、今こういう形で後期高齢者医療制度が発発をして、その医療制度と特定健診とはあんまり整合性がないみたいなんですけど、そういうですね、制度をつくってしまった部分がございます、結局75歳以上の人をこう切り離して医療制度をつくり上げていったわけですね、そういう中で不備な点は非常にたくさんあると思います。そういう意味では今後ともですね、十分国会に対しても議論をしていただく資料を我々も提供しながらですね、やっていきたいというぐあいに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（庵 重人議員）

以上で本7件についての通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、議案第25号から議案第32号までの8件についての総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号から議案第32号までについては、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。

総括質疑は全部終了いたしましたので、会議規則第10条第2項の規定により、3月12日は休会といたしました。

いと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ〕

御異議なしと認めます。

よって3月12日は休会と決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時6分